

# 回覧

知っていますか？

## 自転車

ながらスマホ・酒気帯び運転

# 罰則強化

令和6年11月1日  
道路交通法改正



### ★酒気帯び運転に

違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

### ★運転中のながらスマホに

最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」、  
「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります





## 運転中ながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。



違反者は、  
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金  
交通の危険を生じさせた場合、  
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

※停止中の操作は対象外



## 酒気帯び運転および幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、  
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金  
自転車の提供者は、  
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金  
酒類の提供者・同乗者は、  
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



自動車だけでなく **自転車** を運転するおそれのある人には  
**飲ませない！ 街づくりをしましょう！**

酒類提供 ...  
車両の提供・同乗

**厳罰！**

**NO**

自転車を運転すると知りながら、利用者に酒類を提供する行為は、  
飲酒運転と同様に厳しく処罰されます。

お酒を飲んだ人に自転車を貸すなどの行為も厳しく処罰されます。



**重大な事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう**